

審議会名	令和2年度 第3回前橋市スポーツ推進審議会
日 時	令和3年3月23日（火）午後2時00分～午後3時30分
場 所	総合教育プラザ6階 63研修室
出席者	（委員：8人） 遠藤会長、蜂須副会長、鈴木委員、滋野委員、静委員、中雄委員、平野委員、篠原委員 （事務局：4人） 桑原スポーツ課長、佐藤副参事、高橋係長、下田主事
欠席者	富岡委員、永井委員、吉原委員、松本委員
内 容	【審議会】 1 開会 2 あいさつ 3 議題 （1）報告事項 令和2年度事業報告について （2）審議事項 スポーツ施設等の使用料等の見直しについて （3）その他 4 閉会
配布資料	1 令和2年度第3回前橋市スポーツ推進審議会（資料1） 2 施設の比較表（資料2）
問合せ先	スポーツ課スポーツ施設係 027-898-5832

【審議会】

1 開会（事務局）

2 あいさつ

遠藤会長よりあいさつ。

3 議題

（1）報告事項

事務局より、資料に基づき報告があった。

（遠藤会長）

今の報告について何か質問等がありますか。

（蜂須副会長）

大渡体育館については昨年8月の供用開始に伴い、オープニングセレモニーを行いスポーツ推進委員として参加をしました。冷暖房設備については、天井に取り付けられている従来のものとは違うタイプであり、設置に係る費用も安かったと聞きました。冷暖房設備に係る工事費が安いのであれば、冷暖房設備の無い他の体育館にも設置できないか事務局の考えをお聞きしたいと思います。

（事務局）

大渡体育館に新たに設置された冷暖房設備については、体育館の両端に筒状の形で設置されています。特殊な布でできているため、電源を入れると冷暖房が送られ、筒状に膨らみ、表面にいくつか設置された吹出口から冷暖房が出ます。布製であるため、災害時に落下する危険性もなく、ボールが当たったとしても問題はないということで採用しました。設置費用も従来の冷暖房設備と比べて安いので、ご指摘のありました体育館につきましても、今後ご提案をしていきたいと考えております。

（蜂須副会長）

オリンピック・パラリンピックの事前キャンプ等については、未確定な部分も多いと思いますが、前橋市としては受け入れを拒まず迎え入れるということでしょうか。

（事務局）

各国から選手やスタッフ等含めて最大何人が日本へ来るか確認をし、最大人数でホテル等の手配をしております。徹底した感染対策を行うため、各国の選手団には、ホテルの指定ができないなどの厳しい条件となる可能性もあります。その条件でも前橋市で事前キャンプを行いたいという国があれば、受け入れたいと考えております。

（2）審議事項

スポーツ施設等の使用料等の見直しについて

事務局より、市内・市外別利用者の使用料設定について、資料に基づき説明があった。

(遠藤会長)

今の説明について何か質問はありますか。

(静委員)

例で「大会主催者が前橋市外の団体の場合」とあるが、どの団体を市外とするか根拠はあるのでしょうか。

(事務局)

前橋市を活動拠点とする団体は市内の団体としているため、例えば群馬県全域を拠点として活動している団体は、市外の団体とします。

(静委員)

主催が群馬県の協会の場合に共催として前橋市の協会が入っていることもあるが、利用申請を前橋市の協会がすれば市内使用料、群馬県の協会が利用申請をすれば市外使用料となるということでしょうか。

(事務局)

主催者がどこの団体かで判断することになります。なので、共催の前橋市の協会が利用申請をしてくれば市内使用料を適用することになります。

(静委員)

そのあたりが混乱してくると思うので、申請の仕方で不平等が生じないように、しっかり整理した方が良いと思います。

(遠藤会長)

それでは、市内・市外別利用者の使用料については、原案どおりでよろしいでしょうか。

(静委員)

市内市外の基準についての表現や対象者を整理してもらえれば良いと思います。

(事務局)

基準については、主たる利用者で考えたいと思います。例えば前橋市サッカー協会が主催となり、前橋市のチームを集めた大会に、市外・県外のチームが何チームか参加した場合には、市内の大会ととらえたいと考えております。

(中雄委員)

それをやると、参加チームのうち何チームが市内のチームか毎回確認しないといけないので、きりがなく、どこかで不平等が発生してしまうと思います。

(事務局)

まえばしネットについても、前橋市に在住・在勤・在学している者しか登録できませんので、市内の者がチームの代表者で登録をし、他のチームのメンバーが市外の者である状況も多々見受けられます。それを全部確認することは難しいと考えますので、まえばしネットからの予約については、前橋市に在住・在勤・在学の者が代表者なので、市内使用料とします。趣旨としては、市内の人に安く利用してもらい、市外の方には市内の方よりも多く負担してもらいたいと考えていますので、その趣旨に合うような整理をしていきたいと思っております。

(静委員)

そのような考え方でいくとすると、利用者の内訳も考慮した方が良いと思います。個人でまえばしネットに登録をした人が予約をし、全国大会を開催することも可能となってしまうので、利用者の内訳を確認した方が事務局の説明した趣旨に合うのではないかと思います。

(事務局)

事務局内においても、市内と市外の基準については議論を行いました。団体でまえばしネットに登録している場合には内訳の把握は難しく、市内・市外別の使用料設定のある近隣の中核市にもヒアリングを行いました。どこも代表者で判断をしているとのことでした。当日の利用者内訳を調べるとなると、事務が複雑になり利用者にも不便がかかると思いますので、まえばしネットの予約については、少なくとも代表者が前橋市に在住・在勤・在学している者であることから、市内の使用料を適用したいと考えております。また、大会については、誰をメインとしている大会なのかということ基準としたいと考えております。

(中雄委員)

趣旨は分かるのですが、大会名や参加者の割合で市内の大会かどうかを判断するのは難しいので、市内に在住・在勤・在学の者が代表者で申請が出てきたら、それは市内の団体と見なすしか方法はないのではないかと思います。

(遠藤会長)

市内在住・在勤・在学の者を市内利用者とするについての意見はないようですので、占有利用については、委員さんからの意見を基に、事務局で整理して具体例を作成したらどうでしょうか。

(事務局)

委員さんからの意見を基に具体例を整理したいと思います。具体例を作成することによって、つじつまが合わない事例も出てくるため、そこも再度整理したいと思います。

(遠藤会長)

個人利用の市内利用者については市内在住・在勤・在学の者とし、使用料の額については、市外利用者は市内利用者の2倍の額、占有利用の基準については事務局で具体的な事例を整理するというところでよろしいでしょうか。

(一同)

はい。

(遠藤会長)

続きまして、学生の減免について説明をお願いします。

事務局より、学生の減免について、資料に基づき説明があった。

(遠藤会長)

今の説明について、何か質問等がありますか。

(蜂須副会長)

今までの大会における利用団体の一覧を基に、具体的な減免の適用について整理した方がいいのではないのでしょうか。

(事務局)

今までの大会の主催者などの整理をしたいと思います。

(鈴木委員)

具体例のエで市内の小学生スポーツ少年団が練習で利用する場合は、市内一般の2分の1の使用料とあるが、市内一般の4分の1の使用料にはならないのでしょうか。

(事務局)

大会と練習などの一般利用で区別をしています。市内のスポーツ少年団が練習で利用する場合は市内一般の2分の1の使用料ですが、市内のスポーツ少年団のみの大会の場合には、市内一般の4

分の1の使用料となります。

(静委員)

市内高校生以下のみを対象とした大会等の催しのために使用する場合は、市内一般の4分の1の使用料とありますが、そこまで使用料を下げる必要があるのでしょうか。

(事務局)

中体連などの大会で何日間かまとめて施設を利用する場合や、コーエィ前橋フットボールセンターを利用する場合には、高額な使用料となってしまいます。前橋市の良い施設を子供たちに利用してもらいたいと考え、市内一般の4分の1の使用料としました。

(遠藤会長)

減免額と減免基準について事務局から説明がありましたが、まずは減免額について委員の皆さんから意見はありますか。

(蜂須副会長)

過去の審議会において、中体連の会長や大学の教授から学生の減免を検討してほしいという要望がありました。中体連の団体がヤマト市民体育館前橋などの使用料が高い施設では、予算が限られているため大会がなかなか開催できないという意見がありましたので、今回の市内高校生以下のみを対象とした大会等の催しのために利用する場合の市内一般の4分の1の使用料は妥当であると思いますし、この案には賛成です。また、学生の大会についても今までの大会実績から、具体的な事例を整理して減免の適用を示した方が分かりやすいと思います。

(静委員)

「大会等の催し」や「利用」についての定義をはっきりさせて、注釈等で違いを書いた方が良いと思います。

(中雄委員)

減免額についての③と④に当てはまる団体は限られていると思うので、「この団体を指す」というような書き方にし、「それ以外についてはこの定めに基づき」としておけば今後新しい団体が出てきた場合にも対応できるのではないのでしょうか。

(事務局)

使用料等の改正については、来年度の条例改正で議案を提出したいと考えておりますので、来年度の早い段階で審議会を開催し、委員さんから出た意見を基に、今までの実績から具体的な事例を整理したいと思います。

(遠藤会長)

ベースとなる使用料の額については原案どおりの額とし、基準などの細かい部分については、事務局で再度整理をして次回の審議会での説明をするということによろしいのでしょうか。

(一同)

はい。

(遠藤会長)

続きまして、障害者の減免について事務局より説明をお願いします。

事務局より、障害者の減免について、資料に基づき説明があった。

(遠藤会長)

今の説明について、何か質問等がありますか。

ないようですので、原案どおりでよろしいでしょうか。

(一同)

はい。

(遠藤会長)

資料についての事務局へのお願いですが、一つの資料に簡潔に分かりやすくまとめてもらいたいと思います。

(事務局)

承知いたしました。

(3) その他

(遠藤会長)

その他について、事務局から何かありますか。

(事務局)

前回の審議会で質問のありました令和9年度開催の第83回国民体育大会群馬大会について、前橋市での受け入れ競技の途中経過を報告したいと思います。

現在は第一次の選考として、「陸上」、「サッカー(少年男子)」、「柔道」、「自転車(トラック競技)」、「ソフトボール(少年男子)」が決定しています。今後については、群馬県と協議をし、令和3年度中には概ね全ての競技の決定を行う予定です。前橋市での受け入れ競技数は10競技余りを予想しています。

(遠藤会長)

委員の皆様から何か質問等がありますか。

(蜂須副会長)

コロナ過における市民のスポーツについて、市から発信しているものはないと思いますので、これからの前橋市のスポーツに関する方針について伺いたいと思います。

(事務局)

市として定めたものではありませんが、現在、コロナ過において市民の皆様が安心してスポーツを行えるように、各種スポーツ協会や保健部門の方々と意見交換をしているところです。

(静委員)

次回の審議会において、令和3年度のスポーツ事業等の具体的な方針などを発表してもらえば良いと思います。

4 閉会